活動報告

【会合】

第1回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム (Col-YF)の開催について

国際協力部教官 黒 木 宏 太

第1 はじめに

2021年10月9日及び同月10日の2日間にわたり、東京国際フォーラムにおいて、法務省主催、国連薬物・犯罪事務所(UNODC)、外務省、日本弁護士連合会の後援のもと、第1回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム(Col-YF)(以下「本フォーラム」という。)が開催された。今回のフォーラムは、新型コロナウイルス感染症の状況などを踏まえ、来場参加とオンライン参加を組み合わせたハイブリッド方式で開催され、41か国から約120名の若者が参加した。法務総合研究所からは、国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)から、奥田善紀教官、大塚武陽教官及び宮川円教官が、当部から、庄地美菜子教官、伊藤みずき教官及び当職が、モデレーター等の役割¹で参加した。

2021年2月の京都コングレス・ユースフォーラムでは、安全・安心な社会の実現に向けた40項目の勧告が採択され、京都コングレスに提出された。その勧告は、京都コングレスの議論に若者ならではの新鮮な視点を提供するものであり、各国から高い評価の声が寄せられた。また、京都コングレスの成果文書である「京都宣言」では、ユースフォーラムの開催などを通じた若者のエンパワーメントの重要性が指摘された。

そこで、法務省では、京都コングレスの成果展開(レガシー)として、国連薬物・犯罪事務所(UNODC)の協力の下、「法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」を定期的に開催することとし、今回はその第1回を開催したものである。本稿では本フォーラムの背景及び概要について記すこととする。

なお,本稿記載の意見にわたる部分については,当職及び担当教官の個人的見解である。

第2 グローバルユースフォーラムの概要と本フォーラムのテーマ

「法遵守の文化」とは、国民が、法やその執行が公正・公平であると信頼し、それゆえ これらを尊重する文化を意味する。このグローバルユースフォーラムの名称には、持続可 能な開発目標(SDGs)達成の基盤となる「法遵守の文化」を次世代社会の原動力であ

¹ 具体的には、分科会 1 サブグループ 2 につき当職、分科会 2 サブグループ 1 につき庄地教官・伊藤教官、同サブグループ 2 につき大塚教官、同サブグループ 3 につき奥田教官がそれぞれモデレーターを担当し、宮川教官が分科会 2 の勧告案の取りまとめをサポートした。本稿の文責は当職にあるが、第 4 記載の分科会 2 の感想部分は、各教官に執筆協力をいただいた。

る若者とともに醸成していきたいという思いが込められている。

世界各国から集った若者たちが、個々のバックグラウンドの多様性だけでなく、自分の属する社会で培われてきた文化・伝統やそれに基づく法制度の違いを認識し、その多様性に対する気付きを得ることは非常に大切なことである。その気付きにより、若者たちが自分たちの社会や制度に対する理解を深めつつ、互いの違いを事実として受け入れ、それぞれの社会におけるオーダーメイドの「法遵守の文化」、更には今後の世界全体の在り方について議論することは、ユースフォーラムならではの意義だと考えられる。

本フォーラムでは、「多様性と包摂性のある社会に向けた若者の役割」という全体テーマのもと、「成年年齢に達することと社会への参画」及び「コロナ後の犯罪防止・刑事司法」を議題とする分科会(Group Session)に分かれ、世界各国の若者が議論を行った。これらのテーマは、コロナ禍で社会に分断や格差がもたらされている中、SDGs 達成のために重要なものである。本フォーラムの議論の成果として取りまとめられた「勧告」は、2021年11月に行われた国連の犯罪防止刑事司法委員会(CCPCJ)に提出された。

第3 本フォーラムの概要

本フォーラムの主なスケジュールは、以下のとおりである。

1日目(10月9日)

- ・ オープニングセレモニー
- ・ オープニングプレナリー
- ・ (分科会1.分科会2に分かれて)サブグループでの議論

各分科会の中で、さらに5つのサブグループ(Sub Group)に分かれることで、各サブグループにつき、モデレーター1名+参加者最大12名の少人数で議論することができた。例えば、当職は、分科会1(「成年年齢に達することと社会への参画」)のサブグループ2のモデレーターであり、当職のサブグループには10名程度の参加者(来場、オンライン)がいた。





【分科会1サブグループ2の様子】

・ (各分科会内での) 中間報告

分科会ごとに、5つのサブグループの代表者が、各サブグループで議論した内容を 当該分科会全体に報告した。各サブグループ間で議論の状況をいったん他のサブグ ループにも共有し、その後の議論に活かすためである。例えば、当職担当の分科会1 サブグループ2からは、代表者1名が、約5分で、議論した内容を分科会1の全体に 報告した。

2日目(10月10日)

- ・ (分科会1、分科会2に分かれて) サブグループでの議論(続き)
- ・ (各分科会内での) 最終報告

最終報告でも、分科会ごとに、5つのサブグループの代表者が、各サブグループで 議論した内容を当該分科会全体に報告した。ここでの報告を基礎として、その分科会 のラポルトゥール(Rapporteur)が勧告案のドラフトを作成した。

・ (各分科会内での)勧告案のドラフトの承認

ラポルトゥールの作成した勧告案のドラフトにつき、議論した上で、修正等を行った。具体的には、まず、各分科会のラポルトゥールが、参加者に対し、勧告案を読み上げた。次に、修正の提案のある参加者は、簡潔な理由と共に具体的な修正文言の提案を行うなどした。修正意見が出尽くしたところで、ラポルトゥールがこれを確認し、リードモデレーターが、分科会による承認が得られたことを宣言して、勧告案のドラフトの承認となった。

・ クロージングプレナリー(全体会合)

議長が、自身の作成した勧告案の前文について紹介し、引き続き各分科会のラポルトゥールが、各分科会において承認された勧告案の内容について説明し、その後、勧告案全体が採択された。

・ クロージングセレモニー





【会場(東京国際フォーラム)の様子】

第4 本フォーラムでの議論と感想

【分科会1について】

当職の担当した分科会1サブグループ2では、「成年年齢に達することと社会への 参画 | というテーマにつき、各国の事情や背景を踏まえた、活発な議論がされた。例 えば、大人になるということを考える際に、そもそも independent という言葉は何を 意味するのだろうということから、様々な議論がされ、経済的な点のみならず、心理 的・身体的・生物学的な話などにまで話が及んだ。また、大人への準備として、教育 などにより準備する必要があるが、徐々に能力を鍛えていく面があるという話や、他 方で、飲酒などのように一定の年齢に達すると合法となるものについてはどのように 向き合うかなどが議論された。また、若者として社会に対して声を上げることについ て、勇気をもって声を上げることは大事であるという点では一致をみたが、一方で声 を上げた若者が誹謗中傷にあうことがあり得ることなどをどう考えるかということな ども議論された。さらに、新型コロナは、社会に様々な困難をもたらしたが、オンラ イン教育を促進した面など良い面もあることが議論されたほか、そもそもの話とし て、インターネット環境が十分でない人々と十分な人々の分断や格差にどう向き合う かというような話も議論された。ここに述べた以外にも、広いテーマにつき深い議論 がされた。オンライン、かつ、多くの参加者にとって第二言語である英語でこのよう な議論ができたことは素晴らしいことであると思う。

当職は、裁判官出身の教官であるが、裁判官にとって、例えば、民事事件における原告・被告、刑事事件における検察官・弁護人・被告人等のように、異なる立場の意見を尊重するということは重要なことである。参加者の若者達が、互いの立場を尊重しながらも、自分の意見を率直に述べていたことに、感銘を受けた。また、新型コロナの影響の文脈で、オンラインに代替可能なものとそうでないものについて議論をしたが、やはり人に対面で会うことの価値は代替不可能なものであろう。参加者の若者達は、こうしてオンラインで繋がることができたわけで、今後は直接会うなどしながら、ネットワークを作り、社会をより良い方向へと変化させていってくれることを期待している。

【分科会2について²】

★ サブグループ1 (庄地教官・伊藤教官担当)

新型コロナウイルスの蔓延による人々の不安の高まりにより根拠のない情報が拡散され、それによって差別・偏見に起因する犯罪が増加したこと、長く続くロックダウンによりICT化が促進された反面、青少年が加害者及び被害者となるインターネット犯罪やネットいじめが蔓延するようになったこと、その背景には、加害者自身が抱える心配事や悩みがあり、それを政府機関はそれに対してもアプローチすることが必要であることなど、幅広い観点から様々な意見が出された。参加者に

² 分科会 2 については、各担当教官よりコメントをいただいた。この場を借りて、感謝申し上げます。

とっても極めて身近な問題である新型コロナウイルスの蔓延の中, 浮き彫りとなった各国が抱える社会問題について, それぞれが真摯に向き合い, 解決策を真剣に考える大変充実した議論となった。

そのように参加者が意見を活発に交わす中で、今の社会においては、若者が課題解決のために果たす役割は大きくないとみなされる傾向にあるが、実際には、今回の参加者のように若者は課題解決に向けた強い意欲や自らの意見を持っているのであるから、若者が声を上げ、それに耳を傾けるような場が必要であること、このユースフォーラムもその場の一つとして活用できる旨の意見や、コロナ禍で顕著となったネット犯罪と闘うには実務家の能力構築も必須であり、若者のICT、特にSNSに関する知識・経験もこれに寄与できるとの意見も見られた。自らが社会における重要なアクターであると考え、社会的課題の解決に真剣に取り組もうとしている若者達のパワーに感銘を受けるとともに、そのパワーを活かし、更に大きく育てていけるような社会の実現のためにも、本フォーラムが果たす役割が大きいことを感じた。

★ サブグループ2 (大塚教官担当)

新型コロナウイルスにより増幅した社会経済的な不平等について、各国の実情の共有から議論が始まった。観光など多くの産業分野が打撃を受け、目に見えて生活が激変した人々の生活の立て直しはもちろんのこと、インフォーマル部門の仕事をしてきた人達、若者や障害を持つ人達など、弱い立場にあることで一層苦境に立たされた人達に手を差し伸べる必要性が主張された。また、ICTを用いた教育機会が広がった一方で、その恩恵にあずかれない人達、地方への普及の遅れという課題、デジタル環境で増えてきた詐欺や性犯罪など、デジタル化の進展に伴う功罪についても意見が交わされた。さらに、コロナ禍で追い込まれ、孤立する人々の精神面の問題については、DVを始めとする犯罪との関連においても、精神面や法律面での統合的なケアの重要性が強調された。SDGsにも深く関連するこうした社会的課題に対して、若者自身が支援や啓発の主体として行動できるよう、若者の団体と国際機関や政府機関とのパートナーシップの強化や、活動への適切な支援などが熱く語られ、参加者の社会問題への感度や主体性の高さに大いに勇気付けられる思いがした。

★ サブグループ3 (奥田教官担当)

新型コロナウイルスの影響で一層浮き彫りになった諸課題(フェイクニュースの拡散、ネットいじめ等)への対応策の一つとして、教育の重要性、とりわけメディアリテラシーの向上を指摘する意見が多かった。具体的には、政府・マスメディアに対し国民が必要とする情報を適時かつ正確に国民に伝えることを求めることを前提として、受け手側である若者も、自らその情報を検証・熟考し、適切に活用・発信しなければならないということである。現代の若者は、単に情報を取得するだけでの立場ではなく、自ら発信するツールも得ているのであって、その在り方にまで

意識を向けた上での意見であって、正に若者ならではの視点であると感じた。一方で、経済格差や貧困の背景に汚職の問題が横たわっているという意見もアフリカからの参加者から出されており、こちらの想定していた課題にとらわれることなく、自らの国の汚職の実情を説明し、それに対する対応策についての意見を述べる若者を見て、改めて若者の社会問題に取り組む熱量の高さを感じた。

第5 終わりに

冒頭でも記載したとおり、本フォーラムは、法務省にとって、京都コングレスの成果展開(レガシー)として定期開催することとした、「法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」の初回である。そのため、開催する前はどのようになるか手探りのようなところもあったが、参加者が、積極的かつ意欲的に議論してくれたおかげで、活気溢れる素晴らしいフォーラムとなったと思う。

今後も、このグローバルユースフォーラムは定期的に開催されていくこととなるが、引き続き、活発な議論がされることを期待したい。



【法務総合研究所(UNAFEI,国際協力部)のブースの様子】